



熊本県公報

第11751号
平成20年10月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更……………	(森林保全課) 1
○保安林の指定施業要件の変更……………	(") 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとさ れた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………	(社会福祉課) 2
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 4
○景観形成住民協定の認定……………	(都市計画課) 4
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………	(交通・くらし安全課) 4
○公有水面埋立免許……………	(漁港漁場整備課) 5
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更……………	(農村計画・技術管理課) 6
○平成20年度県有林立木処分事業の実施……………	(森林整備課) 6
○道路の位置指定の公告……………	(建築課) 8
○開発行為工事完了公告……………	(") 8
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 8
○開発行為工事完了公告……………	(建築課) 9
○土地改良事業計画変更の認可……………	(農村計画・技術管理課) 9
○県営土地改良事業計画の変更……………	(") 9
登 載 依 頼	
○平成20年度第10回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催 ……………	(土木技術管理室) 10
○熊本県環境影響評価条例に基づく方法書の公告及び縦覧 ……………	(財団法人熊本県環境整備事業団) 10
正 誤	
○平成20年3月6日熊本県条例第11号(熊本県病院局職員の給与 の種類及び基準に関する条例)中……………	(病院局) 11
○平成20年10月16日熊本県訓令第50号(熊本県会計規則に規定す る帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令)中……………	(会計課) 11

告 示

熊本県告示第945号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
人吉市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第946号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
人吉市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第947号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションよろこび 上益城郡嘉島町下六嘉3220番地2	株式会社ひかり企画 八代市塩屋町7号2番地	平成20年8月28日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションきらり 下益城郡美里町中小路835番地	医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835番地	平成20年8月22日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
さくらの杜みさと 菊池市隈府1195番地5	有限会社菊池地域居宅サービス 支援センター 菊池市隈府1582番地6	平成20年9月8日
曲野デイサービスセンター 宇城市松橋町曲野4番地1	株式会社かめつる健康福祉会 宇城市松橋町曲野4番地1	平成20年9月3日

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護用品トータルケア 八代市大村町384番地1	株式会社トータル・ケア・サービス 八代市大村町384番地1	平成20年9月4日

(認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム桜の里 球磨郡水上村大字岩野2658 番地1	社会福祉法人御薬園 球磨郡水上村大字岩野2658 番地1	平成20年9月1 7日
(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能事業所ぬくもり 宇土市松山町1908番地1	特別医療法人再生会 宇土市松山町1901番地	平成20年9月9 日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーションよろこび 上益城郡嘉島町下六嘉3220 番地2	株式会社ひかり企画 八代市塩屋町7号2番地	平成20年8月2 8日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションきらり 下益城郡美里町中小路835番 地	医療法人愛生会 下益城郡美里町中小路835番 地	平成20年8月2 2日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
さくらの杜みさと 菊池市隈府1195番地5	有限会社菊池地域居宅サービス 支援センター 菊池市隈府1582番地6	平成20年9月8 日
曲野デイサービスセンター 宇城市松橋町曲野4番地1	株式会社かめつる健康福祉会 宇城市松橋町曲野4番地1	平成20年9月3 日
大塚病院デイサービスつくしん ぼ 鹿本郡植木町豊田605番地1	医療法人社団元照会 鹿本郡植木町豊田603番地	平成20年9月1 日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護用品トータルケア 八代市大村町384番地1	株式会社トータル・ケア・サー ビス 八代市大村町384番地1	平成20年9月4 日
(介護予防小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能事業所ぬくもり 宇土市松山町1908番地1	特別医療法人再生会 宇土市松山町1901番地	平成20年9月9 日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日

介護用品トータルケア 八代市大村町384番地1	株式会社トータル・ケア・サー ビス 八代市大村町384番地1	平成20年9月4 日
----------------------------	--------------------------------------	---------------

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護用品トータルケア 八代市大村町384番地1	株式会社トータル・ケア・サー ビス 八代市大村町384番地1	平成20年9月4 日

熊本県告示第948号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字竹藪598番1、字黒釜川内1053番14、1053番17、字恵ヶ久保1697番1、字先峠1819番、字四方須1830番1、字日尻返1891番1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第949号

熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）第16条第4項の規定により次の協定を景観形成住民協定として認定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 協定者の名称
玉名市高瀬地区
- 協定の名称
玉名市高瀬地区景観形成住民協定
- 協定の対象区域
玉名市大字高瀬の一部、秋丸の一部
- 協定締結年月日
平成20年9月26日
- 協定の有効期限
協定締結日から10年間
- 知事の認定した年月日
平成20年10月17日

熊本県告示第950号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年10月21日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	浪速ノーパン娘 我慢でけへん（オーピー） 股間 連発テクニック（新東宝） 痴漢電車 聖子のお尻（新東宝） 人妻拷問（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそ

濡れ続けた女 吸いつく下半身 (新東宝) 黒の挑発 未亡人が疼くとき (新日本) 新妻奥さん 背徳の匂い (新日本) 発情妻 口いっぱい欲望 (新東宝) 義母狂い 夫、義父、息子 (新日本) 不倫女将 濡れた失楽園 (新東宝) ノーパン尼寺 熟れた茂み (新日本) 制服の誘惑 優しく抱いて (オーピー)	れがある。
---	-------

熊本県告示第951号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 免許年月日

平成20年10月21日

2 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号 塩屋漁港管理者 熊本県 代表者 熊本県知事
蒲島 郁夫

3 埋立区域

(1) 位置

平成7年10月9日付け熊本県指令漁第53号の免許に係る埋立地地先、並びに熊本市河内町河内字鶴通洞又1472の1、又1472の2、1572の1、1473の1、1474の1、1475の1、1476、1479の5及びこれらの区域に隣接介在する無番地 (道) に隣接する無番地地先、並びに1479の5、1479の6、1481の2、1482、宇民洞2214、2215、2220、2221、2225の1及びこれらの区域に介在する無番地 (道) 地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次直線で結んだ線、5の地点から6の地点を結ぶ平成7年10月9日付け熊本県指令漁第53号の免許に係る埋立地と公有水面との境界線 (DL+4.58メートル)、6の地点から29の地点までを順次直線で結んだ線、及び29の地点と1の地点を結ぶ平成19年秋分の日満潮位 (DL+4.58メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 塩屋漁港燈台 (北緯32度48分58秒、東経130度35分21秒) から20度28分48秒 883.368メートルの地点
- 2の地点 1の地点から 192度47分24秒 85.769メートルの地点
- 3の地点 2の地点から 186度46分55秒 8.943メートルの地点
- 4の地点 3の地点から 174度45分55秒 8.943メートルの地点
- 5の地点 4の地点から 168度42分26秒 66.468メートルの地点
- 6の地点 5の地点から 258度42分00秒 31.092メートルの地点
- 7の地点 6の地点から 348度40分15秒 28.372メートルの地点
- 8の地点 7の地点から 258度41分26秒 71.032メートルの地点
- 9の地点 8の地点から 239度24分03秒 4.238メートルの地点
- 10の地点 9の地点から 258度41分26秒 15.374メートルの地点
- 11の地点 10の地点から 265度14分45秒 14.309メートルの地点
- 12の地点 11の地点から 278度21分23秒 14.309メートルの地点
- 13の地点 12の地点から 291度28分02秒 14.309メートルの地点
- 14の地点 13の地点から 304度34分41秒 14.309メートルの地点
- 15の地点 14の地点から 311度08分00秒 282.352メートルの地点
- 16の地点 15の地点から 316度45分33秒 14.444メートルの地点
- 17の地点 16の地点から 328度00分38秒 14.444メートルの地点
- 18の地点 17の地点から 339度15分43秒 14.444メートルの地点
- 19の地点 18の地点から 350度30分47秒 14.444メートルの地点
- 20の地点 19の地点から 1度45分52秒 14.444メートルの地点
- 21の地点 20の地点から 13度00分57秒 14.444メートルの地点

22の地点	21の地点から	24度16分02秒	14.444メートルの地点
23の地点	22の地点から	35度31分07秒	14.444メートルの地点
24の地点	23の地点から	41度08分39秒	140.984メートルの地点
25の地点	24の地点から	35度48分02秒	7.885メートルの地点
26の地点	25の地点から	25度06分45秒	7.885メートルの地点
27の地点	26の地点から	14度25分28秒	7.885メートルの地点
28の地点	27の地点から	3度44分11秒	7.885メートルの地点
29の地点	28の地点から	358度23分45秒	4.042メートルの地点

(3) 面積

108,459.15平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

平成7年10月9日付け熊本県指令漁第53号の免許に係る埋立地地内、並びに熊本市河内町河内字鶴通洞又1472の1、又1472の2、1572の1、1473の1、1474の1、1475の1、1476、1479の5及びこれらの区域に隣接介在する無番地(道)に隣接する無番地地内、並びに1479の5、1479の6、1481の2、1482、字民洞2214、2215、2220、2221、2225の1及びこれらの区域に介在する無番地(道)地内並びにこれらの地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からGの地点までを順次直線で結んだ線及びGの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 塩屋漁港燈台(北緯32度48分58秒、東経130度35分21秒)から31度41分54秒 660.975メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 258度41分26秒 201.081メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 311度08分00秒 576.958メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 41度08分39秒 355.356メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 130度01分01秒 180.563メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 110度08分10秒 66.398メートルの地点

Gの地点 Fの地点から 140度40分09秒 274.281メートルの地点

(3) 面積

221,357.05平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

公園緑地用地

公 告

熊本県公告第731号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営福本・富地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営福本・富地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年10月29日から平成20年11月27日まで
- 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第732号

次のとおり県有林立木を公売する。

平成20年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 物件の所在及び数量
 - 主伐 阿蘇市波野講和記念造林山崎団地(54年生)

すぎ	4,877本	3,012.07立方メートル
ひのき	381本	242.31立方メートル
計	5,258本	3,254.38立方メートル
 - 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山団地(47~65年生)

	すぎ	4, 895	本	2, 470.04	立方メートル
	ひのき	532	本	326.35	立方メートル
(3)	計	5,427	本	2,796.39	立方メートル
	主伐	阿蘇郡高森町御大	礼記念模範林山神	地(48~56年生)	
	すぎ	5,136	本	3,596.97	立方メートル
	ひのき	60	本	36.46	立方メートル
(4)	計	5,196	本	3,633.43	立方メートル
	主伐	八代市泉町講和	記念造林横平	団地A(42~80年生)	
	すぎ	2,872	本	2,893.78	立方メートル
	ひのき	60	本	74.55	立方メートル
(5)	計	2,932	本	2,968.33	立方メートル
	主伐	八代市泉町講和	記念造林横平	団地B(42~57年生)	
	すぎ	5,587	本	4,552.75	立方メートル
	ひのき	209	本	84.56	立方メートル
(6)	計	5,796	本	4,637.31	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村講和	記念造林上古川	団地(43~56年生)	
	すぎ	12,741	本	7,246.03	立方メートル
	まつみ	200	本	251.58	立方メートル
	計	13,015	本	7,665.89	立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体としての認定を受けている者
- (4) 平成20年3月31日時点で、熊本県木材業者及び製材業者登録条例による登録を受けていた者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成20年11月26日(水曜日)
1の(1)から(6)までに掲げる物件 午前10時入札 即時開札
- (2) 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び9の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、平成20年12月2日(火曜日)とする。

7 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。

8 現場説明の日時及び集合場所

- (1) 阿蘇市波野講和記念造林山崎団地並びに阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山団地及び山神団地 平成20年11月12日(水曜日)午前10時 阿蘇郡高森町「阿蘇郡森林組合高森支所」
- (2) 八代市泉町講和記念造林横平団地A・B 平成20年11月13日(木曜日)午前10時 八代市泉町樅木「平家の里駐車場」
- (3) 球磨郡水上村講和記念造林上古川団地 平成20年11月14日(金曜日)午後1時 球磨郡水上村「水上村役場駐車場」

9 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)及び熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知のうえ入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札当日、応札者で2の(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等(市場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。

10 問い合わせ先

詳細については、熊本県農林水産部森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県地域振

興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第733号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 葦北郡芦北町大字湯浦1505番地1
- 2 築造者の氏名 社会福祉法人光輪会
- 3 道路の位置 葦北郡芦北町大字湯浦字白砂1506番6、同1506番7及び同1506番8
- 4 道路の幅員 6.35メートルから6.40メートルまで
- 5 道路の延長 58.20メートル
- 6 指定年月日 平成20年10月17日
- 7 指定番号 芦北企調第15号

熊本県公告第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字辺田見字中道184番4、同189番1、同189番2、同190番1、同191番1、同192番1、同193番の一部、同194番1、同194番2の一部、同195番1、同195番2、同196番、同197番、同198番、同199番、同200番、同201番1、同201番2、同206番1、同206番2、同206番3、同207番、同208番1、同208番3、同字馬場352番1、同352番2、同353番、同354番、同358番、同359番並びに里道及び水路の一部
24,520.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市龍田七丁目20番12号
総合開発株式会社

熊本県公告第735号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブ八代
八代市本町一丁目7番59号
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	変更前	変更後
No.1 建物西側	8台	6台
No.2 建物西側別敷地	39台	50台
No.3 建物西南側別敷地	9台	(閉鎖)
計	56台	56台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	変更前	変更後
建物西側	5台	(閉鎖)
建物西側	18台	23台
計	23台	23台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	変更前	変更後

No. 1 建物西側	1箇所	1箇所
No. 2 建物西側別敷地	1箇所	1箇所
No. 3 建物西南側別敷地	1箇所	(閉鎖)
計	3箇所	2箇所

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No. 1 建物西側	午前8時30分～午前0時30分	午前8時30分～午前0時30分
No. 2 建物西側別敷地	午前8時30分～午前0時30分	午前8時30分～午前0時30分
No. 3 建物西南側別敷地	午前8時30分～午後8時30分	(閉鎖)

- 3 変更する年月日
平成20年11月1日
- 4 変更する理由
(1) No.3駐車場の地権者より返還要請があったため
(2) 駐輪場利用者の利便性の向上を図るため
- 5 届出年月日
平成20年10月14日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成20年10月28日から平成21年2月28日まで

熊本県公告第736号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市岩古曾町字岩津2040番2、同2042番3、同2044番1、同2045番1、同2045番11、同2045番12、同2046番1、同2047番1、同2048番1、同2049番、同2050番5、同2051番1、同2052番1、同2053番1、同2054番1、同2054番4、同2063番1の一部、同2063番6、同字潤川2082番1の一部、同2082番4の一部、同花園町字礎塚10番、同11番1、同66番1、里道及び水路
32,943.33平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市岩古曾町2063番地1
株式会社カネムラエコワークス

熊本県公告第737号

平成20年5月2日付けで天草市に事務所を置く本渡土地改良区理事長 塩田實治から申請のあった中岳地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、平成20年10月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により公告する。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（枝浦工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成20年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営鹿本北部二期地区（枝浦工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年10月29日から平成20年11月27日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第8号

平成20年度第10回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。
平成20年10月28日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成20年11月7日（金）
13時00分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成20年度熊本県公共事業再評価対象事業について
・付帯意見について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話096-333-2490

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定により熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業に関する環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年10月28日

- 財団法人熊本県環境整備事業団 理事長 兵谷 芳康
- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 財団法人熊本県環境整備事業団
代表者氏名 理事長 兵谷 芳康
(2) 所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業
(2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置
(3) 規模 埋立面積 39,300平方メートル
 - 3 対象事業実施区域の位置
熊本県玉名郡南関町大字下坂下地内
 - 4 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県玉名郡南関町の一部、熊本県玉名郡和水町の一部及び熊本県玉名市の一部
 - 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所 熊本県庁（環境生活部廃棄物対策課及び新館1階情報プラザ）
熊本県玉名総合庁舎（1階県民ホール）
南関町役場（住民課）
和水町役場（税務住民課）
玉名市役所（市民環境部環境整備課）
(2) 期間 平成20年10月28日から平成20年11月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
(3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
 - 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に提出することができる。
(1) 提出期限 平成20年12月11日
(2) 提出先 〒862-0950 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
財団法人熊本県環境整備事業団
（事務局：熊本県環境生活部廃棄物対策課内）
(3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

正 誤

平成20年3月6日熊本県条例第11号（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
16	11	条例第48号	条例第48条
17	17	使用しなければ通勤	使用しなれば通勤
17	60	国民の祝日に関する法律	国民の休日に関する法律
18	12	祝日法による休日等	祝日法により休日等
18	16	職員の在職期間	職員の在職機関
18	47	これに相当する額	これに相当する金額

平成20年10月16日熊本県訓令第50号（熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	様式	正	誤
3	別記第4号の2様式 （表面）	振替払込請求書兼受領証	振替払込請求書兼受領書
	別記第4号の2様式 （裏面）	受領証	受領書